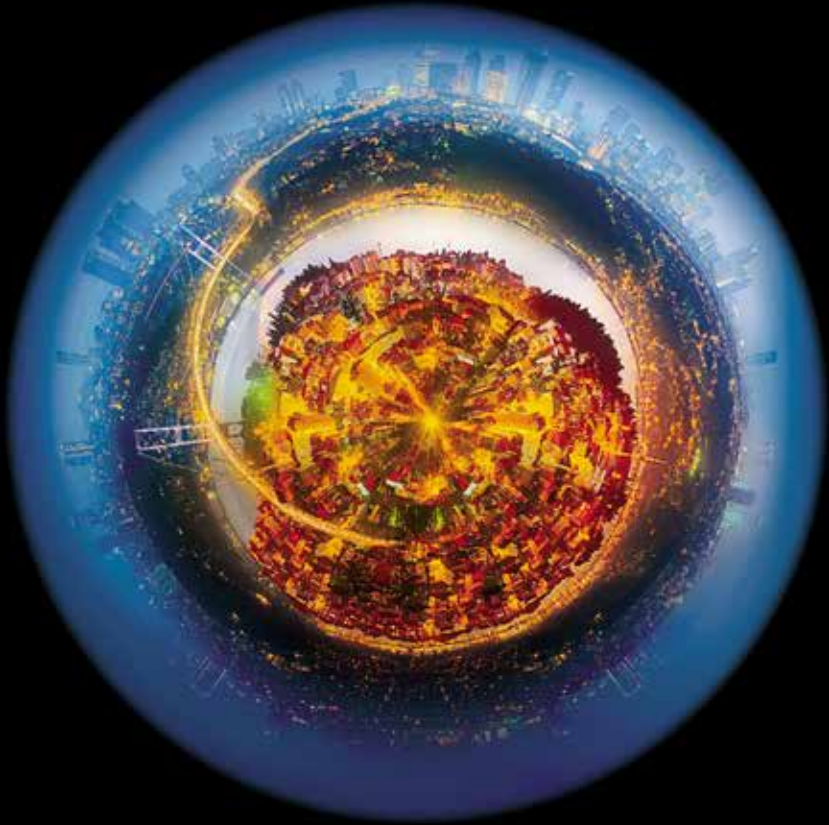


Deloitte.



2016年インドネシア投資ガイド

Essential Investment Gateway into Indonesia (EIGI)

日本語版
デロイトインドネシア

目次

	ページ
A. インドネシアの概況	4
1. 概要	
2. 人口分布	
3. 投資環境	
4. 産業の概要及び見通し	
5. 地域別概要	
B. 投資のステージ 組織の進化の5つのステージ	12
C. 会社の設立	13
1. 一般的な投資方針	
2. 会社の形態	
3. 投資手続	
4. 合併及び買収	
5. 事業に関する法令	
D. インドネシアの税制	19
1. 優遇税制	
2. 税務事務	
3. 法人に関する税金	
4. 個人所得税	
5. 間接税	
6. 源泉税	
E. 監査及びコンプライアンス	37
1. 会計期間	
2. 通貨	
3. 言語及び会計基準	
4. 監査要件	
5. 独立性	
F. 労働環境	39
1. 従業員の権利と報酬	
2. 賃金及び福利厚生	
3. 解雇	
4. 労働者及びマネジメントの関係	
5. 外国人の雇用	
デロイトとは	42
コンタクト先	44

はじめに



現インドネシア政府は、インドネシア経済の成長を維持するためにも新たな投資を呼び込むことが非常に重要であると認識しています。東南アジア諸国連合(ASEAN)創設メンバーとして、インドネシアはASEANの目的である貿易と投資の自由化を進める意向です。

既に、投資のさらなる円滑化を目的として導入されたワンストップサービスを始めとして、投資が促進されるような各種施策が行なわれています。国内及び海外の投資家とのパートナーシップを深めるための計画、施策や法令についても計画及び準備が進んでいます。投資を促進するために、インドネシア政府は経済政策パッケージをいくつか公表しております。

G20での貿易自由化に関するアジェンダにおいて、インドネシアは東南アジア地域において最も影響力の強い国の一つと思われます。インドネシアは国際的な成長と財政の安定化のため、G20において積極的に活動をしています。発展途上国の代表として、インドネシアはG20において自国を「偉大な兄弟(big brother)」と捉えています。

政府のこうした努力をサポートするため、またインドネシアに対する投資を検討している全ての人々に、迅速で分かりやすい答えを提示するために、デロイトインドネシアの専門家チームが協力して本冊子、インドネシア投資ガイド“Essential Investment Gateway into Indonesia (EIGI)”を作成しました。

この冊子は私たちが投資家と会ったときや一般的な質問に答える中で培った個人的な経験に基づいており、「どうやって」だけでなく「なぜ」も含めて記載しています。

この冊子は投資を考えている全ての人々が幅広い洞察力をもち、インドネシアで事業を開始するための一躍を担うための、一番のツールとして役立つと信じています。

Claudia Lauw Lie Hoeng

カントリーリーダー
インドネシア

A. インドネシアの概況

インドネシア共和国 (大統領制の共和制)

民族: インドネシア人 (ジャワ人40.1%、スンダ人15.5%、マレー人 3.7%、バタック人 3.6%、マドゥラ人 3%、プタウィ人2.9%、その他の民族31.2%)

言語: インドネシア語、英語 (ビジネス、プロフェッショナル)、その他の方言

通貨: インドネシアルピア(IDR)

総面積: 1,904,569平方km (世界第15位)
土地面積: 1,811,569平方km
水: 93,000平方km
人口: 258,316,051人(2016年7月)(世界第4位)



主要な島: スマトラ島、ジャワ島、カリマンタン島 (ボルネオ島)、スラウェシ島 (セレベス島)、パプア
その他の島: マルク諸島、小スンダ列島 (ヌサトゥンガラ諸島)

1. 概要

インドネシアは、世界で4番目に人口の多い国であり、2016年には第2四半期に実質GDP成長率5.2%を達成し、過去5年間でも高いパフォーマンスを達成した。これは主に世界のコモディティ価格の上昇と民間投資の増加が経済成長に寄与したことによる。政府のインフラストラクチャーのイニシアチブが長期化するにつれて、投資活動は2015年に減速していた。しかし、インフラ整備とその支援がより加速すると考えられていることから、今後5年間で年平均5.2%の成長が見込まれている。国内外の投資を引き付けるために、インドネシア政府によってより多くのインセンティブと規制緩和が発行されている。

インドネシアとの平均インフレ率は2015年の6.4%から低下し、2016年には3.6%となり、2016～2020年には年間平均4.4%に維持されると見込まれている。

経済成長

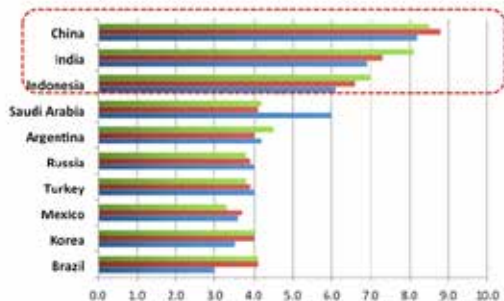
指標	2015	2016	2017	2018	2019	2020
GDP成長率(%、前年比)	4.8	5.2	5.3	5.1	4.7	4.8
民間消費(%、前年比)	4.8	5.2	5.3	5.4	5.1	5.2
政府消費(%、前年比)	4.9	5.0	5.2	5.6	5.3	5.2
投資(%、前年比)	5.1	5.3	5.5	5.5	4.6	5.0
輸出(%、前年比)	-1.9	-2.2	2.1	2.2	1.6	1.8
輸入(%、前年比)	5.8	-2.1	2.5	3.1	2.5	2.4
インフレーション(%、前年比)	6.4	3.6	4.1	5.5	4.6	4.4
IDR/USD為替レート(年度末)	13,795	13,146	13,145	12,950	14,013	14,000

Table: Government Macroeconomic Assumptions

政府は13の経済政策パッケージを開始することで成長を促進することを目指しており、この一環であるタックスアムネ스티では165兆ルピア(約127億USD)のオフショアで保有する資産の国内投資回帰を目標としている。

2015年のインドネシアのGDPは8,618億USDに達し、1人当たりGDP(PPP: 購買力平価)は約11,111USDと推定されている。インドネシアは、長期国家開発計画(RPJP)に基づき、2025年までに中所得国に相当する一人当たり所得を達成する予定である。GDPに最も貢献しているのは製造業であり、次に農業、畜産、林業漁業、貿易、ホテル、レストランのセクターなどが続く。民間消費は依然として主要な経済的要因となっている。

IMFによる名目GDP成長率予測



IMFはインドネシアがG20加盟国のうち最も高成長が予測される上位3ヶ国に位置付けている

International Monetary Fund;
World Economic Outlook Database,
April 2012.

2. 人口分布

インドネシアは34の州で構成され、17,508個の島々と2億5500万人の人口を有し、人口は世界第4位である。2億5500万人の人口によるアドバンテージとしては

- ・ 人口の60%以上が20歳から65歳であることから、従属人口指数が低く、高い識字率をもった労働人口が非常に多い
- ・ 人口の52%が都心部に住んでいる
- ・ インドネシアの人口は東南アジアの10ヶ国全体の39%を占めている



Source: Mars, 2013

労働人口は年0.7%成長することが見込まれており、2012年から2017年までの人口全体の平均増加率0.5%に比べても高い水準である。インドネシアはまた大規模な消費者基盤を抱えており、消費が急速に拡大するとみられる。中所得者層がインドネシアで拡大しており、年700万人が新たに中所得者層に加わる見込みである。2000年から2012年までの消費支出の平均成長率は13.8%であり、2012年から2017年も11.5%の成長が見込まれている。

3. 投資環境

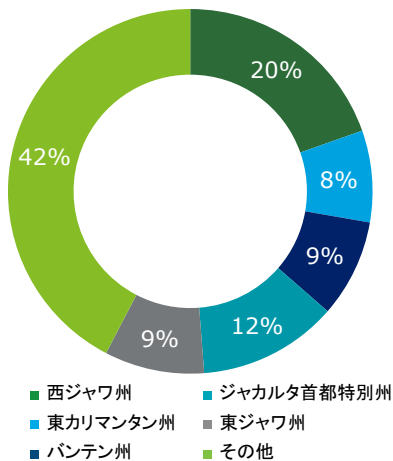
経済の成功要因は主として中所得者層の増大と安定的な経済成長に起因する。インドネシアは次世代新興国 MINT(メキシコ、インドネシア、ナイジェリア、トルコ)の1つであることは、人口分布が経済にプラスであることから、長期的に投資家にとって最も魅力的であることを示唆している。

インドネシアの対GDP 債務比率は2001年の83%から2013年末には26%未満と着実に減少しており、ASEANの国の中では政府債務のないシンガポールを除き最も低い水準である。その結果として、インドネシアは良い評価を得ている。評価はインドネシアのグローバルな経済危機に対する回復力、政府及び外部の信用改善、そして国内の改革に対する政治問題への対応力が反映されている。

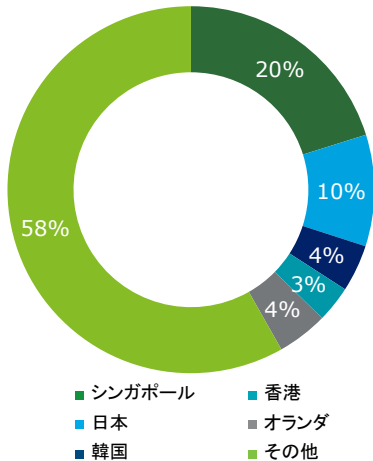
評価機関	評価	見通し
フィッチ	BBB-	Stable
ムーディーズ	Baa3	Stable
スタンダード&プアーズ	BB+	Stable

Source: Indonesia Investment Coordinating Board (BKPM), 2016

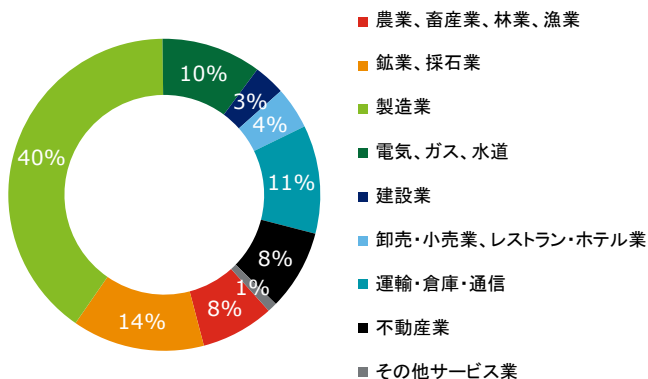
2015年FDI(外国直接投資) 場所別



2015年FDI(外国直接投資) 投資国別



2015年FDI(外国直接投資) セクター別



Source: Indonesia Investment Coordinating Board (BKPM), 2016


4. 産業の概要及び見通し

インドネシア経済は全ての分野が重要な役割を担っており、非常にバランスが良い構造となっている。農業は歴史的に雇用や生産高の面で最も規模が大きい。また、インドネシアは過去40年にわたって採掘されてきた豊富な鉱物資源があり、インドネシアの国際収支に大きく貢献している。

インドネシアの貿易経済は多岐に渡っている。オイル・ガスはインドネシアで最も輸出量が多い分野で、次に石炭（及びその他の鉱物）、椰子油、農産物、電気機器、鉱物燃料、水産物の順である。インドネシア政府は以下のように主要な生活必需品の生産を増やす計画をしている。しかし、最近のコモディティ価格の下落により、インドネシアは貿易戦略を見直し、より付加価値の高い産業（製造業や製錬業）やインフラストラクチャーの開発に注力しなければならない。さらに、インドネシア政府は国内消費目的かつ高い輸入依存を減らす目的で、主要なコモディティの生産を増やす計画をしている。

政府は電子商取引(e-commerce)に関し、複数の産業を国内及び海外の市場に結びつける大きな可能性を見出している。ジョコウィ大統領はまた、中小企業(SME)がグローバルなバリューチェーンに参入するためのオープンアクセスを可能にするデジタル経済市場を推進するために、アリババグループをアドバイザーとして任命した。

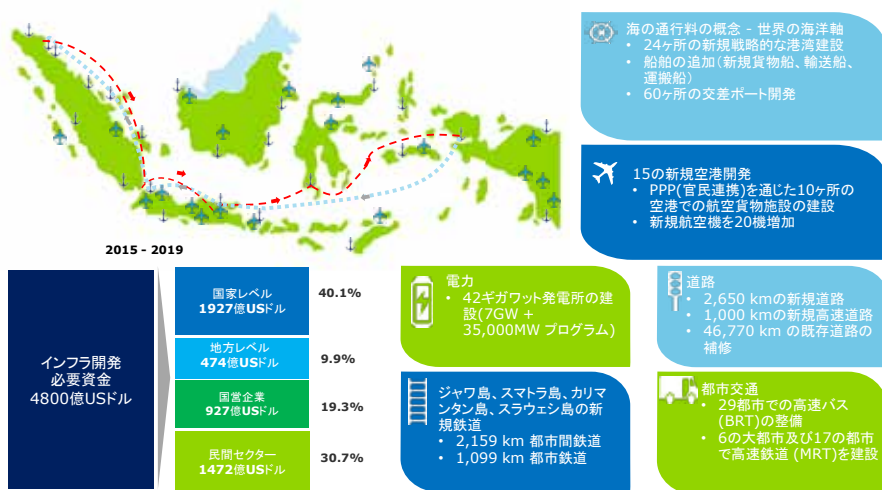
2015年から2019年の投資戦略計画によれば、インドネシア政府は下記の複数の事業分野に新たな焦点を当てている。

インフラストラクチャー 		35ギガワット電力	24の港湾施設		
農業 		農園	とうもろこし	牛	
鉱業 	労働集約型	繊維	食糧・飲料	家具	玩具
	輸入代替	化学及び医薬	鉄鋼	部品	
	輸出指向	電機	パーム原油	木材、パルプ及び紙	自動車
		機械	ゴム製品	海産物	海老
天然資源の下流産業		カカオ	砂糖	製錬	
海洋 		造船	漁業	冷蔵倉庫	海洋技術
観光、経済特別区(SEZ) 及び工業団地 		戦略的観光地	MICE	8+11の経済特別区(SEZ)	15の新工業団地

インフラストラクチャー

新政府はインドネシアの東西の列島の接続性を向上させ、バランスの取れた成長を促進する計画をたてている。政府は高い物流コストを削減するために、西と東の島間の主要回廊の港を通じたインドネシアの列島を結ぶ“海道料金”概念を導入した。さらに、政府はジャワ島だけでなく、スマトラ、カリマンタン、スラウェシ、パプアにも焦点を当て、道路、高速道路、空港、鉄道の建設を計画している。

インフラ整備の更なる開発は中国の新たな改革と海外展開の影響を受けている。その中心となる戦略は、外交政策と国内経済戦略の両方を含むワンベルト・ワンロードイニシアチブ(OBOR)である。当初は地域インフラ・プロジェクトのネットワークであったが、その範囲は拡大を続けており、現在はインドネシアを横断してアジア大陸全体で強化された政策協調が行われる予定である。ジャカルタ－バンドン間の高速鉄道は中国初のマイルストーンプロジェクトであり、運輸省の許可を得て車線を増やす予定である。



Source: Ministry of Transportation RI, May 2016

5. 地域別の概要

新たな事業分野への投資または拡大を検討している方々への参考に、上位10の州における地域別の年間GDP及び外国投資に関連する指標を下記の通り提示する。

人口分布 上位10地域

州	州都	面積 (平方 km)	島の数	地区の数	町の数	人口 (千人) (2015)
ジャカルタ首都特別州	ジャカルタ	664.0	218	1	5	10,177.9
東ジャワ州	スラバヤ	47,799.8	287	29	9	38,847.6
西ジャワ州	バンドン	35,377.7	131	18	9	46,709.6
中部ジャワ州	スマラン	32,800.7	296	29	6	33,774.1
リアウ州	ブカンバル	87,023.7	139	10	2	6,344.4
北スマトラ州	メダン	72,981.2	419	25	8	13,937.8
東カリマンタン州	サマリンダ	129,066.6	370	7	3	3,426.6
バンテン州	セラン	9,662.9	131	4	4	11,955.2
南スラウェシ州	マカッサル	46,717.5	295	21	3	8,520.3
南スマトラ州	パレンバン	91,592.4	53	13	4	8,052.3

GDP (国内総生産)上位10地域

100万USDドル

州	2011	2012	2013	2014	2015	%
ジャカルタ首都特別州	1,224,219	1,369,433	1,546,877	1,760,217	1,983,421	17.0%
東ジャワ州	1,120,577	1,248,767	1,382,502	1,539,795	1,689,882	14.5%
西ジャワ州	1,021,629	1,128,246	1,258,989	1,386,334	1,525,149	13.1%
中部ジャワ州	692,562	754,529	830,016	925,195	1,014,074	8.7%
リアウ州	485,649	558,493	607,498	679,388	652,386	5.6%
北スマトラ州	377,037	417,120	469,464	521,955	571,722	4.9%
東カリマンタン州	515,192	550,736	519,132	526,897	501,868	4.3%
バンテン州	306,174	338,225	377,836	428,474	477,937	4.1%
南スラウェシ州	198,289	228,286	258,836	299,628	341,745	2.9%
南スマトラ州	226,667	253,265	280,349	306,121	332,727	2.9%
合計	6,167,994	6,847,099	7,531,499	8,374,003	9,090,911	78.0%

FDI (外国直接投資) 上位10地域

100万USDドル

州	2013	2014	2015
ジャカルタ首都特別州	2,591	4,509	3,619
東ジャワ州	3,396	1,803	2,593
西ジャワ州	7,125	6,562	5,739
中部ジャワ州	464	463	850
リアウ州	1,305	1,370	653
北スマトラ州	888	551	1,246
東カリマンタン州	1,335	2,146	2,381
バンテン州	3,720	2,035	2,542
南スラウェシ州	463	281	233
南スマトラ州	486	1,057	646

FDI (外国直接投資) プロジェクト数 上位10地域

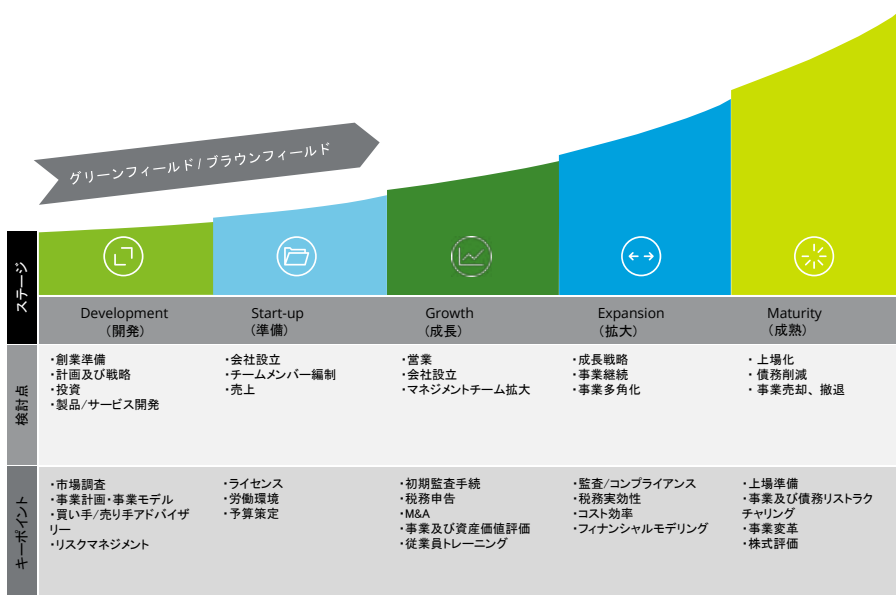
州	2013	2014	2015
ジャカルタ首都特別州	3,028	3,053	4,463
東ジャワ州	636	497	742
西ジャワ州	1,542	1,671	4,497
中部ジャワ州	199	224	608
リアウ州	168	129	243
北スマトラ州	347	249	438
東カリマンタン州	332	191	406
バンテン州	592	709	1,737
南スラウェシ州	88	58	165
南スマトラ州	142	114	135

月額最低賃金 上位10地域

USDドル

州	2011	2012	2013	2014
ジャカルタ首都特別州	142.3	152.5	202.3	238.9
東ジャワ州	77.7	74.3	79.6	97.9
西ジャワ州	80.7	77.8	78.2	97.9
中部ジャワ州	74.4	76.3	76.3	89.1
リアウ州	123.5	123.5	128.7	166.4
北スマトラ州	114.2	119.7	126.4	147.4
東カリマンタン州	119.5	117.4	161.1	184.6
バンテン州	110.3	103.9	107.6	129.7
南スラウェシ州	121.3	119.7	132.4	176.2
南スマトラ州	115.6	119.2	149.9	178.6

B. 投資のステージ



C. 会社の設立

1. 一般的な投資方針

事業環境

インドネシアは2003年に中国ASEAN自由貿易協定(ACFTA)に、2005年に韓国ASEAN自由貿易協定に参加している。そして2007年には日本との経済連携協定(EPA)も締結している。

価格統制

商品・サービスにはまだ「管理価格」として分類されているものがあり、原油、電気、液化石油ガス(LPG)、米、タバコ、セメント、病院サービス、市販薬、水、都市交通、航空輸送、電話、電車、塩、高速料金、郵便などが対象とされている。

知的財産

インドネシアの知的財産法は特許、商標権、著作権、工業デザインを規定している。ライセンス、ライセンサーともに違反について訴訟を提起することが出来る。法律では民事裁判の対象となり、仲裁や裁判の判決による解決法も確立している。

商標権の保護は10年であり、10年の延長が可能である。標準的な特許は20年有効であり、単純な特許では10年である。

銀行・ファイナンス

1992年銀行法(1998年改定)では、一般的な商業銀行及び地方銀行の2種類の銀行が認められている。機能的な差異は当座預金の有無である(地方銀行にはない)。地方銀行は基礎的な銀行活動を取り扱い、小規模で、低所得の個人を対象としている。商業銀行はあらゆる銀行サービスの提供が可能であるが、外国為替取引には特別な資格及び許可が必要である。商業銀行及び地方銀行ともに一般的な事業あるいはシャリア事業を行うことが出来る。

インドネシア銀行(Bank Indonesia)が中央銀行である。インドネシアの主たる金融センターはジャカルタ・スマラン・バンドウン・スラバヤ(ジャワ島)、メダン・パレンバン(スマトラ島)、デンパサール(バリ島)、マカッサル(スラウェシ島)にある。また、シンガポールはインドネシアのオフショアの金融センターとして機能している。

外国投資

投資調整庁(BKPM)はインドネシアにおける国内外からの投資を促進し、主要なプロジェクトの提案を承認する責任を有している。石油・ガス、銀行・保険業界については他の政府機関が取り扱っている。その他の分野における国内外の投資については、BKPMあるいは管轄の地方機関が承認する。

外国企業はインドネシアに外国駐在員事務所(Foreign Representative Office (RO))又は有限責任会社としての外国投資企業(PT PMA)を設立することで事業活動を行うことが出来る。いずれの場合でもBKPMの承認が必要である。

外国投資企業は次の法令が適用される。

1. 2007年会社法第40条(最低株主数、取締役及びコミサリスの員数、定款等に関する規定)
2. 2007年投資法第25条(投資のルール及び活動に関する規定)
3. 2016年第44号投資ネガティブリスト(外国投資に対して閉鎖または条件付きで解放されている事業分野のリスト)

多くの事業分野は外国投資企業(PMA)に開放されているが、各セクターでは外国出資比率に一定の制限が設けられている。

国家の利益として対価が支払われる場合は別として、外国投資法では外国投資家が国内投資家と平等に扱われ、インドネシア政府が外国投資を国有化したり外国投資を管理するために投資家の権利を剥奪したりしないことを保証している。

為替管理

インドネシアルピアは外国通貨との両替を自由に行うことができるが、1億ルピア以上の持ち出しには中央銀行の承認が必要である。中央銀行の承認は、キャッシュマシンのテストや海外の展示、その他公共の利益に寄与する目的に限って承認される。

1億ルピア以上の現金をインドネシアに持ち込む場合には、インドネシア到着時に税関による資金の認証検査を受けなければならない。インドネシア国内の銀行からの1億ルピア以下の振込の要求については顧客の正式な申請が必要となる。非居住者への10万USD以上の振込については、その取引に関する内容と証憑が必要となる。

インドネシアは海外との外国通貨の振込について制限していないが、国内への投資については承認が必要である。海外からの借入(オフショアローン)は中央銀行に登録し、その後の変動については銀行が国の為替リスクをモニタリングできるよう月次で報告しなければならない。

国内商業銀行には月次で中央銀行に為替取引の報告義務がある。報遅遅延は1日につき500万ルピアの罰金、報告漏れについては1億ルピアの罰金が課される。銀行が6ヶ月連続して報告を怠った場合には銀行のライセンスは取り消される。金融機関についても外国為替取引については月次での報告義務があり、報告遅延は1日につき100万ルピア、報告漏れについては2000万ルピアの罰金が課される。

非金融機関は居住者による海外取引も含め、居住者と非居住者間の金融資産の変動(海外企業への投資や海外での預金)及び負債(海外からの借入や仕入債務)の報告義務がある。総資産が1000億ルピア又は年間売上1000億ルピア以上の企業に適用され、国内の銀行や金融機関を通さずに行なった取引が対象である。

2007年投資法25条では外国投資家は(元の通貨にて)税引後利益、一定の費用及び(国有化の際には)補償対価の全てを移転できる権利が保証されている。また、一定の条件のもと資本の送還の際の転換可能性も保証されている。

インドネシアで行われる債務の決済を目的とした現金あるいはその他の金融取引は全てルピアで行われなければならない。例外として国家予算の執行、オフショアの補助金の受領、海外との商取引、外国通貨での預金、海外債務は認められている。

2. 会社の形態

株式会社の要件

資本金: 最低投資額は100億ルピア又は100万USD相当(2013年BKPM規定第5号)であり、これには1年間の運転資本や機械等の購入代金も含まれ、土地建物は含まれない。少なくとも30万USD又は授權資本の25%の株式が発行されなければならない。

特定の分野では最低投資額としてより高い金額が設定されている(例:フレイトフォワード一業務は1000万USD)。法務人権省より会社設立証書・定款の承認を得るためには、資本金の払い込みが行なわれ、払い込みの証拠を法務人権省に提出しなければならない。後日株式発行が行なわれる場合でも発行時に全て払い込みが行なわれていなければならない。

外国投資企業の場合、投資ライセンスが承認されたときの為替レートにて資本金のルピアでの価格が割り当てられる。しかし、ルピアの払い込み額は外貨での資本金の支払い時の為替レートにて計算される。この計算は独立した評価者によって行われなければならない。

会社が発行株式を買い取りする際には(1)支払いが純利益から行なわれるもので純資産が払込資本金及び資本剰余金を合計した額を下回らないこと(2)会社又はその子会社が保有する自己株式が発行済株式の10%を上回らないこと、という条件を満たす必要がある。

資本の増減については株主総会での承認が必要であり、減資の場合はさらに債権者からの反対がないことが必要である。

創業者及び株主: 会社法では2人以上の株主が常に必要であり、2人の個人や2つの法人、または一定の事業ではその組み合わせでも良い。株主の債務は出資額までに限られる。

少数株主の最低出資率は1%(外国株主)及び5%(ローカル株主)又は1,000ドルである。

取締役/経営者: 会社は少なくとも1人の取締役及び1人のコミッショナーが必要である。公開会社等の特定の会社では2人の取締役及び2人のコミッショナーを置かなければならず、銀行の場合には3人の取締役及び2人のコミッショナーを置かなければならない。取締役が2人以上いる場合、それぞれの取締役が会社を代表する(定款に記載されている例外を除く)。外国及び国内のジョイントベンチャーの場合には、取締役会は一般的に外国株主と国内株主の出資比率に応じた構成となる。

取締役は誠実に業務を執行しなければならず、会社の重要な財産の処分や差し入れについては75%以上の持分の株主が出席したうえで株主総会の承認を得なければならない。発行済株式の10分の1以上を保有する株主は、会社のために、任務懈怠により会社に損害を与えた取締役又はコミッショナーを民事訴訟に提起することが出来る。

株主総会は少なくとも年1回開催し、年次財務諸表を承認し利益の留保や配当の決議をしなければならない。総会は決算期末後6ヶ月以内に実施しなければならず、決議は多数決又は定款に定める方法により行なわれなければならない。取締役やコミッショナーに権限委譲できない株主総会の機能としては、定款の変更、取締役の選解任、合併、解散等が挙げられる。

税金及び報酬: 公証人(ノタリー)の報酬は会社の授権資本の0.1%-1%にまで及ぶが、交渉は可能である。設立証書には印紙税が課せられる。

株式の種類: 会社の株式は複数種類の形態が可能であり、少なくとも1種類は普通株式でなければならない。持分は記名又は無記名でも良いが、株券は全額が払い込まれなければならない。発行することはできない。実務上、外国投資家が保有する株式は全て記名式でなければならない。普通株式及び優先株式とも認められているものの、追加発行する優先株式は既に優先株式を保有する株主のみにしか発行されない場合がある。各株式は定款で別段の定めがない限り、通常1議決権である。

外国企業の支店

投資法では外国企業がインドネシアで主に活動する場合には、インドネシアの法律にもとづきインドネシアに居住した独立した事業体として活動することが求められている。そのため、通常支店は外国銀行及び石油・ガス会社を除き認められていない。貿易、建設又は外国の報道機関については駐在員事務所として設立することも可能である。

駐在員事務所

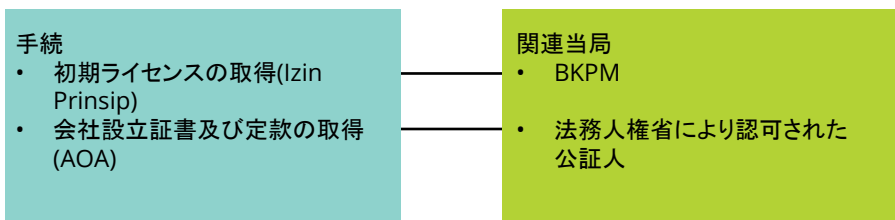
外国企業はBKPMから承認を得て、商事駐在員事務所を設立することが出来る。商事駐在員事務所は事業の宣伝活動やマーケットリサーチの活動にのみ従事することが出来る。金融機関以外の外国企業駐在事務所の設立についてもBKPMの承認が必要であり、その活動は監督やコーディネーションに限定され、製造設備や営業設備を保有することは出来ない。そのため受注、入札、契約書の締結、物品の輸入をすることは出来ない。建設サービスの駐在事務所は公共事業省の承認のもと、ジョイントオペレーションによる建設プロジェクトを行なうことが出来る。

3. 投資手続

2007年会社法40条では有限責任の株式会社(PT: Perseroan Terbatas)を規定している。株式会社は事業を行なう組織として最も一般的で、外国投資家が投資法により規制される形態でもある。海外企業の支店は銀行及び石油・ガス分野を除き一般的に認められていない。

2016年第44号投資ネガティブリストでは、一定の事業分野について外国持分の制限がある。インフラストラクチャーに対する投資についてはインドネシアのパートナーの出資が最低67%となるジョイントベンチャー会社が必要である

A. 事前準備



B. 営業準備

手続	関連当局
• 製造業者は製造業者用輸入ライセンス (API-P)の取得	• BKPM
• 3か月毎に投資活動報告書 (LKPM)を提出	• BKPM
• 優遇措置の取得 (機械輸入関税免除や税額免除等)	• BKPM, 財務省
• 地方政府からライセンスを取得 (建設許可、居住証明等)	• 地方政府
• 関連省庁からの許可の取得 (放送許可等)	• BKPM, 関連省庁

C. 営業

手続	関連当局
• 事業ライセンスの取得 (izin usaha)	• BKPM
• 一般輸入ライセンス (API-U)の取得	• BKPM
• 6ヶ月毎に投資活動報告書 (LKPM)の提出	• BKPM
• 必要に応じ原材料輸入の関税免除取得	• BKPM
• 関連省庁からの定期的な許可の取得 (例: ホテル営業許可)	• BKPM, 関連省庁

4. 合併及び買収

会社法では合併(吸収合併及び新設合併)、買収及び会社分割について規定されている。合併は通常75%以上の株主の合意が必要であり、少数株主保護のため特に合併時の株式価格については公正であることが求められる。合併会社が経営陣及び社名を維持しない限り、被合併会社は新しい経営陣及び社名に変える必要がある。

複数社が1つになる株式会社の吸収合併は他の全ての会社が同時期に解散することで可能である。新設合併は2社以上が新しい会社を組成するもので、各合併元の会社は解散する。買収では個人又は法律上の会社が実質的に全ての株式を買い支配権が移転することによって行なわれる。

5. 事業に関する法令

独占及び取引の制約

独占禁止法及び不正競争防止法では、1つの会社が国内市場において50%以上のシェアを保有すること、あるいは2社又は3社が75%以上のシェアを保有することを禁止してい

る。マーケットシェアは取引数量ではなく販売金額ベースで判断される。法律上、独占や寡占、価格操作、カルテル、トラスト、サプライヤー間のマーケットの地域限定等の競争を阻害する活動を禁止している。小規模の会社や生産・販売・サービス提供が公共の利益や政府企業に不可欠なものは例外として認められる。法律に違反する企業は最大1000億ルピア以下の罰金、役員に対しては6ヶ月以下の禁固刑が課せられる。

要求事項

税務目的で外国投資企業(PMA)やPE(恒久的施設)、外国企業との提携による特定の会社、インドネシア会計基準(PSAK10: 外国為替レートの変動)に従った機能通貨に従いUSDで決算を行なう会社については英語及びUSDで帳簿を作成することが認められており、財務省の承認が必要となる(石油・ガス会社や鉱業契約の下で活動する企業の請負業者は通知で可)。記帳方法の変更は可能であるが国税総局の承認が必要である。国税総局は週次で会計及び税務支払に使用される為替換算レートを公表している。帳簿、記録、年度の財務諸表及びやり取りの記録はインドネシアで10年保管されなければならない。

利益の一部は払込資本額の20%に達するまで毎年留保されなければならない。



D. インドネシアの税制

1. 優遇税制

保稅地域 (Bonded Storage)

保稅地域 (Bonded Storage) とは、商品を一定の目的のために保管し関税を留保する建物、場所または区域のことをいい、一定の要求事項を満たさなければならない。保稅地域は以下のような形態がある。

保稅倉庫 (Bonded Warehouse)

保稅倉庫とは、輸入された商品を一定期間保管、包装、仕分、箱詰め、加工、カッティングなどの1つ以上の活動を行なったうえで後日搬出するための場所である。

保稅倉庫に搬入された輸入商品や原材料は関税延期の措置を受け、物品税や輸入税 (VAT, 奢侈品税, 22条前払税) の徴収が免除される。これらの施設はインドネシアの他の関税地域や保稅地域、もしくは再輸出されるための商品や原材料の用途 (製造) をサポートする目的のみに使用される。

保稅区域 (Bonded Zone)

保稅区域とは保稅倉庫内に設けられ、輸入品や国内品により製品を製造し輸出する目的のために保管する場所である。保稅区域への商品の輸入や課税商品の搬入、保稅区域からの製品の移動や出荷、機械の賃貸等は関税の猶予措置を受け、物品税や輸入税 (VAT, 奢侈品税, 22条前払税) が徴収されない。当該措置は保稅区域に搬入された商品や材料の加工、他の保稅区域で生産されたものと合わせた製造、オフィス設備などの固定資産のために使用されるものに適用され、消耗品は対象外である。

ライセンス取得のためには申請が必要であり、一定の要求事項を満たす必要がある。

法人税優遇措置 (Corporate Tax Facilities)

国家として優先度の高い特定の業種及び (又は) 地域に投資する会社は次のような法人税優遇措置を受けることができる。:

- 課税資産 (土地を含む) 投資額の30%までの所得が6年間にわたり年5%ずつ免除
- 加速度 (通常より早い期間での) 減価償却
- 欠損金繰越期間の10年までの延長 (納税者が一定の条件を満たした場合には繰越期間の延長あり) 及び
- 外国配当源泉税の10%への軽減 (租税条約でより低い税率の適用可)

法人税優遇措置を申請するためには、高い投資価値や輸出志向、高い労働需要、高いローカル比率など、質的基準を含む一定の要件を満たす必要がある。優遇措置の適用開始時期 (年度/月) は優遇措置の種類によって異なる。財務大臣はBKPM責任者の推薦を考慮のうえ、申請を承認するかどうかの決定をする。

これらの法人税優遇措置の対象となる業種は、とりわけ食料、繊維、化学及び化学製品、植林、林業および伐採; 石炭と亜炭の鉱業; 石油、天然ガス、地熱鉱業などがある。

タックス・ホリデー制度(Tax Holiday Facility)

パイオニア事業に新たな投資を行うものの、法人税優遇措置(上記パラグラフ)の資格を持たない法人は、2007年投資法第25号第18条(5)にもとづく法人税の減免措置を受けることができる。パイオニア事業とは、幅広い連携、高い付加価値と高い外部性、新技術の導入、国家経済の戦略的価値を保有する産業と定義されている。

法人税優遇措置やタックス・ホリデー制度が適用されるパイオニア産業とは、基礎金属、石油ガス精製(政府系事業を含む)、基礎有機化学工業、産業機械事業、農産物・森林資源・水産物を加工する事業、通信・情報事業、海洋輸送事業、官民連携以外のインフラ事業とされる。通信、情報通信、海上輸送、経済インフラ(政府と企業の協カスキームを除く)。

税務上の減免措置(tax incentives)は次の通り

- 1兆ルピア以上の投資について、法人所得税を10%から100%削減
- 最低投資額が5000億ルピア以上1兆ルピア未満の高度技術を導入している情報・通信事業の場合は、法人所得税を50%まで削減
- タックス・ホリデー期間は、商業生産の開始をしてから、最低5年間から最大15年間までとなっている。タックス・ホリデー期間の延長は、業界の競争力と戦略的価値に応じて、財務省の裁量により20年まで可能とされている。

タックス・ホリデーの資格を得るには、会社は次の要件を満たしている必要がある。

- 新規納税者である
- パイオニア産業に属する初期ライセンスまたは事業ライセンスを保持している
- パイオニア産業に1兆ルピア以上、又は情報・通信事業に5000億ルピア以上投資を行っている
- タックス・ホリデーの資格が承認された場合に、インドネシアの銀行に総投資額の少なくとも10%を預け入れなくてはならない。また、投資計画を実行するまで引き出すことが出来ない。
- 財務省が定めた負債比率を満たしている
- 2011年8月15日以降にインドネシアの法人としての法的地位を取得している

申請はまずBKPM長官に提出する必要がある。検討の結果、BKPMは遅くとも2018年8月15日までに財務省に推薦書を提出しなければならない。

タックス・ホリデー制度は承認された収入にのみ適用される。その他の収入(キャピタルゲイン、利子、配当、ロイヤルティ、賃貸、債権放棄、再評価など)は、一般的な税規則に従って課税される。両方のタイプの収入が生じる納税者は、各収入に対して個別の帳簿を維持する必要がある。

納税者は、いずれか1つのタイプの優遇措置(タックス・アローワンス形式またはタックス・ホリデー制度のいずれか)のみ適用できる。

2. 税務事務

課税年度

税務上の課税年度は会社の場合は会計年度と同様であり、個人の場合は暦年である。

記帳事務

一般的に、会計上の帳簿はシステム上の記録も含めルピア及びインドネシア語での記帳が求められ、インドネシア国内に10年間保管が必要である。

税務目的で、外国投資企業(PMA)、恒久的施設(permanent establishments)、一定の外国関連会社及びインドネシア会計基準(PSAK10:外国為替レートの変動)にもとづきUSDルを機能通貨として決算する会社については、財務省の承認を得て(石油・ガスのPSCや鉱業契約の下で活動する企業の請負業者は通知のみ)英語及びUSDルにて記帳することが出来る。記帳方法の変更の際には国税総局(DGT)の承認が必要である。

納税及び申告

全ての個人事業主及び法人納税者は定期的な納税の根拠として、適切な会計記録を維持しなければならない。納税者、事業、または取引の種類に応じた申告が必要である。

2016年1月1日より、DGTは納税のためのオンライン電子課金システム(e-Billing system)の使用を強制している。この新しいプロセスは、以前のプロセスのハードコピーの納税書(Surat Setoran Pajak, SSP)を置き換えるものであり、納税者は納税の証明のために、システムを通じた電子請求コード(e-billing code)を生成する必要がある。特定の請求コードは7日間有効であり、銀行が納税を処理できるように銀行に渡す必要がある。

連結納税

連結納税やグループとしての税金軽減措置の規定はない。

時効

税務上の時効は5年間であり、犯罪を伴う場合は10年間である。

税務当局

大部分の税金は国税総局(DGT)が管轄し、地方税については州(provinces)や県(districts)等の地方政府が管轄する。

DGTは財務省(Ministry of Finance)下で財政政策の技術的なガイドラインや手続きを制定する組織である。DGTは納税者の義務(申告管理、税金回収、相談、税務調査)を管理するために様々な部門があり、大中小で分類されている。税務オフィスには責任者が置かれている。

ルーリング

納税者は税法や手続が不明な場合、DGTに確認の依頼を行なうことが出来る。DGTにはそれらの依頼に対して回答する期日は定められていない。ルーリング(税務個別裁定)はその要求をした納税者にのみ適用され、通常税務調査や不服申し立て(オブジェクション)をする際には、納税者の税務ポジションのサポートをするのに有効である。ある納税者のルーリングが他の納税者へ適用されることはできない。

3. 法人に関する税金

概要

インドネシアで事業を行なう企業に適用される主な税金としては、法人所得税、ブランチプロフィット税、源泉税、間接税(VAT)、奢侈品税(LGST)及びその他土地・建物に関する税金、地方税、印紙税等の様々な形態がある。過大利益税(excess profits)やミニナムタックス(alternative minimum tax)の制度はない。

資格を満たす企業については税額の免除や税インセンティブなどの優遇制度がある。

主な税法は所得税法、付加価値税及び奢侈品税法、一般税制、土地及び建物税法、地方税、賦課金に関する法がある。

インドネシアの企業に適用される税金簡易ガイド	
法人所得税	25%
ブランチプロフィット税	20%
キャピタルゲイン	0.1% - 25%
所得ベース	全世界所得
資本参加免税 (Participation exemption)	有り
損失免除	
－ 繰越(Carryforward)	5年
－ 繰戻(Carryback)	無し
二重課税排除	有り
連結納税	無し
移転価格ルール	有り
過少資本ルール	有り
タックスヘイブン対策税制	有り
課税年度	暦年又は会計年度
前払い納税	有り
申告期限	暦年又は会計年度終了後4ヶ月
源泉税	
非居住者への支払い	
－ 配当	20%
－ 利息	20%
－ ロイヤルティ	20%
－ ブランチプロフィット税	20%
居住者への支払い	2% (サービス及び設備レンタル) 10% (土地・建物レンタル) 15% (配当、利息、ロイヤルティ)
資産税	無し

社会保険料(会社負担)	10.24%-11.74%
土地建物税	0.3%
土地建物取得税	5%
譲渡税	0.1% (インドネシア上場企業株式売却) 5% (非居住者による非上場企業の株式売却) 譲渡価額の2.5% (土地建物譲渡)
株式公開時の創業者への課税	0.5%
印紙税	各種
VAT	10%

居住者

インドネシアで設立又は居住している企業または実質的な活動範囲がインドネシアである場合には、税務目的上居住者とみなされる。

税率

法人所得税の税率は25%である。ただし以下の場合には、より低い税率が適用される。

1. 一課税年度の総所得が48億ルピア以下の一定の条件を満たす納税者は、総収入の1%のファイナルタックスが課される
2. 総収入500億ルピア以下のインドネシア居住法人は、課税所得が48億ルピアに達するまで法人税率が50%減額される

負債資本比率(過少資本税制)

財務大臣は、2016年度から負債資本比率に関する規則を導入した。負債資本比率が4:1を超える場合には、負債に関連する一定の利息は税務上損金算入不可となる。この規制は、特定の業種(例えば、全ての所得がファイナルタックス対象の会社、インフラストラクチャー、銀行、保険、ファイナンス会社)には適用されない。

キャピタルゲイン税

キャピタルゲインは通常所得として課税され、キャピタルロスは控除可能である。しかしインドネシア株式市場の株式を売却した場合には取引価額の0.1%が課税され、創立者の株式については株式が保有あるいは売却されるかに関わらず、株式公開時の株式価額の0.5%の課税が行なわれる。

土地建物の売却についてはファイナルタックスとして売却額の2.5%が課税される。

外国企業(人)に保有される非上場のインドネシア株式は租税条約で減免されない限り売却価額の5%が課税される。

ブランチプロフィット税

インドネシアの外国企業の支店は標準的な法人所得税率が課税され、20%のブランチプロフィット税が法人税控除後の課税所得に課税される。租税条約によりブランチプロフィット税の免除が可能である。恒久的施設(PE)のすべての純利益がインドネシアで次のような形で再投資される場合、ブランチプロフィット税が免除になる場合がある。

- 設立者または設立のメンバーとしてインドネシアに所在する新設会社への出資
- インドネシアに設立及び所在する既存の会社への出資
- インドネシアにおけるPEの事業活動または活動を行うためにPEが使用する固定資産の取得 または
- インドネシアにおけるPEの事業または活動を行うためにPEが使用する無形資産への投資

申告・納税

インドネシアの恒久的施設(PE)を通じて事業活動を行う外国企業は、一般に居住納税者と同じ申告義務を負う。PEを持たない外国企業は、インドネシアの納税者の支払時に所得税を源泉することで、インドネシアの源泉所得に対するインドネシアの納税義務を果たすことになる。

税金の徴収は自己申告方式 (self-assessment system) のもとで行われる。法人税は毎月15日が月次の納付期限であり、申告期限は翌月20日である。

年次申告は会計年度終了後4ヶ月が期限である。また、その他の税金についても期限が定められている。税金の還付は認められているが、その際には税務調査が行なわれる

二重課税控除

ユニラテラル控除

外国源泉所得について生じた外国税額については、外国税額控除が出来る。控除はその所得がインドネシアで発生した場合の税額を上限とする。国毎の制限もあり、例えばある国で発生した国外源泉所得の外国税額控除については、その所得がインドネシアで発生した場合の税額を上限として控除できる。基礎税額に対する控除は認められない。

租税条約

インドネシアは広く租税条約のネットワークを構築しており、基本的にOECDモデルの租税条約及びOECD準拠の情報交換の条項を有している。租税条約では通常はあらゆる種類の所得に対しての二重課税排除や、どちらかの国の一方的な課税の制限、一方の国での差別的な取り扱いの防止等を含んでいる。

租税条約の適用を受ける場合には、外国納税者は国税総局(DGT)に居住証明の代わりにインドネシアの税務当局より発行された様式、DGT-1又はDGT-2を提出する。DGT-2は金融機関やインドネシア取引市場の債権・株式から所得を得る企業が使用するものである。居住証明は相手国の税務当局によって認証されたものでなければならない。もし外国納税者が認証を得られない場合には、その納税者は、一定の条件を満たすことでその国で正式に証明又は発行されている様式を用いることも出来る。この様式はDGT-1又はDGT-2への添付が必要である。外国納税者が要件を満たさなければ、租税条約上の恩典を受けることが出来ない。

インドネシアの租税条約締結国

アルジェリア	香港	ノルウェー	スウェーデン
アルメニア	ハンガリー	パキスタン	スイス
オーストラリア	インド	パプアニューギニア	シリア
オーストリア	イラン	フィリピン	台湾
バングラデシュ	イタリア	ポーランド	タイ
ベルギー	日本	ポルトガル	チュニジア
ブルネイ	ヨルダン	カタール	トルコ
ブルガリア	韓国	ルーマニア	ウクライナ
カナダ	北朝鮮	ロシア	アラブ首長国連邦
中国	クウェート	セーシェル共和国	イギリス
クロアチア	ルクセンブルグ	シンガポール	アメリカ
チェコ	マレーシア	スロバキア	ウズベキスタン
デンマーク	メキシコ	南アフリカ	ベネズエラ
エジプト	モンゴル	スペイン	ベトナム
フィンランド	モロッコ	スリランカ	ジンバブエ
フランス	オランダ	スーダン	
ドイツ	ニュージーランド	スリナム	

租税回避ルール

一般租税回避規定

インドネシアには一般租税回避規定はないが、2009年に国税総局が租税回避ルールの誤使用を防止する規定として国税総局規則62号 (PER-62) を発行している。基本的にインドネシア源泉所得に規定を適用するには、厳密な事務手続及び受益者要件を満たす必要がある。

PER-62ではインドネシア源泉所得については次の6つの条件を全て満たさなければならない。

- 目的: 会社の設立又は取引ストラクチャー・スキームのアレンジメントは租税条約の便益を享受することだけを目的としたものではない
- 経営: インドネシア源泉所得の受領者は自らの事業を行なうための経営者があり、取引を実行する際に十分な裁量権を有する
- 従業員: 会社には従業員が存在する
- 事業活動: 会社は事業活動を行なっている
- 課税所得: インドネシア源泉所得はインドネシア源泉所得受領者の国において税金が課される
- 利益浸食の50%制限: 会社の所得の50%以上が他の当事者に対する義務を満たすものではない(例えば利息、ロイヤルティやその他の報酬等)

この条件が1つでも満たされなかった場合には、租税条約において受益者の要求事項がないものを除き、租税条約の適用を受けられないおそれがある。

移転価格

国税総局(DGT)は関連者間(多国籍企業のプロフィットシェアも含む)の取引は商業的に公正な方法 (commercially justifiable way)で、独立企業間価格 (arm's length basis)で、最も適切な移転価格の方法により行うことを求めている。

国内及び海外との各関連者との取引総額が課税年度内で100億ルピアを超える場合には移転価格の文書化が必要である。移転価格文書には次の情報が含まれなければならない。

1. グループの事業構造、資本構成、組織体制、事業の概要、競合先、事業環境の概要、取引価格とコスト配分の決定方針等の会社の状況の詳細
2. 関連者間取引の性質と価格
3. 使用した移転価格手法及びその手法の選定に関する説明
4. 比較性の分析結果、選定した比較対象企業及び移転価格手法の選定に関する補足

国内の関連者間取引については、下記のように各納税者に別々の税率が適用されない限りは移転価格ルールの対象外である。

- a. 納税者が別の税ルールが課せられている(例えばファイナルタックスの対象事業や別の課税スキームの特定事業)
- b. 奢侈税(LGST)の対象となる取引 又は
- c. 石油ガス事業におけるゼネコン(contractors)との取引

納税者は税務当局に相互協議(Mutual Agreement Procedure: MAP)の申請をすることが出来る。国税総局はMAPの申請に関する以下の事項を含むテクニカルガイドラインを提供している。

- a. MAPを申請するに至る状況
- b. 申請手続、スケジュール、必要な情報及び文書
- c. 税務当局がMAPの申請を却下する状況
- d. 移転価格の修正に関連して国税総局長が意見書を作成する際の特別チームの編成

2011年12月に発行された政令74号(Government Regulation No.74/2011)にて、2012年1月1日より納税者は相互協議と並行して課税決定通知書(Tax Assessment Letter)に対する不服申し立て、控訴、更生、取消の申請をすることが認められた。MAPが合意に達した場合には、国税総局は相互協議結果にもとづき課税内容の修正をすることとなる。しかし、もし税務裁判の判決が相互協議の合意に至る前に出された場合には、相互協議はその時点で停止となる。

2014年12月22日付で財務省よりMAPの手続きの導入に関する規定が発行され、当該規定は申請中のMAPにも適用される。

税務当局との事前価格確認(advance pricing agreement: APA)については、APAが合意された年度から最大3年間有効である。MAPを通じて事前価格の合意がされた場合には、APAが合意に達してから4年間有効である。

タックスヘイブン対策税制

所得税法では、財務省令により以下の場合において、居住者が上場事業会社以外の外国会社に資本参加することによって得られる配当時期を決定できるとしている。

- a. 外国事業会社の資本金に対して50%以上の資本参加; 又は
- b. 他の居住者と共同で外国事業会社の資本金の50%以上の資本参加

税法では配当が居住者によって受領されたとみなされる時期は次の通り

- a. 外国会社の会計年度に関する年度法人税申告期限の4ヵ月後 又は
- b. 外国における事業会社に法人税申告義務がない又はそのような期限がない場合は会計年度終了後7ヵ月後

配当金額は、株式を市場で売却する場合を除き、居住者が受け取る配当は外国における事業会社の税引後利益に対する持分と定義されている

特別目的会社を利用したインドネシアの株式または資産の間接購入

特別目的会社(特別目的会社 - SPC)を介してインドネシア法人・個人が間接的にインドネシア法人の株式又は資産を購入することは、SPCがそのインドネシア法人・個人と特別な関係を有し、価格設定が不当である場合には、そのインドネシア法人・個人による購入とみなされる。

特別目的会社を利用したインドネシア株式の間接的な売却または移転

インドネシア法人の株式を所有するSPC が非居住者でありタックスヘイブンに所在する場合には、SPCとそのインドネシア法人とが特別な関係があるため、非居住者によるインドネシア法人の株式の売却とみなされる。

タックスヘイブン国は、インドネシアの法人税率より50%低い法人税率、またはインドネシアとの情報交換のための条項を持たない国と定義される。

情報交換規定

お互いの国の租税回避や脱税スキームを見つけ出し、クロスボーダーの税務訴訟を解決することを支援するために国家間の情報交換が行なわれることがある。情報交換は次の規定に従う。

1. 租税条約
2. 税務情報交換契約
3. 税務行政執行共助契約
4. 多国間又は二か国間の当局合意
5. 政府間合意
6. その他の二か国間または多国間の合意

インドネシアのOECDのBEPS(税源侵食と利益移転)プロジェクトへの参加

インドネシアはOECD (Organization for Economic Co-operation and Development) の加盟国ではないが、G-20のメンバーであり、BEPSプロジェクトにはオブザーバーとして、また寄稿者として積極的に参加している。しかしながら、インドネシアはBEPSの独自の規定を発行する意向であり、このガイドの作成時点では財務省から正式な規定は出されていない。

事業に関するその他の税金

シャリア事業の法人税

一般的に、イスラム金融が伝統的な金融と異なる根本的な特徴は、「利息」の請求や支払いが出来ない点である。シャリア法では利息の請求や支払いを禁じているものの、当事者同士が契約時に合意する賃貸料や利益分配等、その他の形態で行なわれる投資の回収については禁止されていない。シャリア法に関連して最も議論されるのは、イスラム金融における利息授受の禁止に関する事項である。

所得税法にて規定されている収益と費用の扱いは一般的なバンキング(銀行活動)や金融サービスに対する場合と同様にシャリア事業活動にも当てはまる。シャリアバンキング及びシャリア金融サービスにおける法人所得税の取り扱いは以下の通りである。

シャリアバンキング

受益者	所得の種類	税務上の扱い
銀行	賞与、プロフィットシェア、取引から生ずるマージン その他の所得	利息として扱う 関連取引の課税所得に関する規定に従う
投資者/一般顧客	賞与、プロフィットシェア、インドネシアのシャリア銀行又は海外支店経由で設置されたファンドからの所得 その他の所得	利息として扱う 関連取引の課税所得に関する規定に従う

シャリア金融サービス

取引種類	税務上の扱い
リース (Ijarah)	通常オペレーティングリースとし、リース資産は非償却
ファイナンスリース (Ijarah Muntahiyah Bittamlik / IMB)	オプション付ファイナンスリースと同様にリース資産は非償却
ファクタリング (Wakalah bil Ujrah)	利益は利息として扱われる
消費者金融 (Murabahah, Salam, Istishna)	利益は利息として扱われる

その他のシャリア金融	報酬又はその他の収入は取引に係る通常の所得税のルールに従う
投資家によるコーポレート ファイナンス (Mudharabah, MudharabahMusytarakah, Musyarakah)	利益やプロフィットシェアは利息として扱われる
資産の引き渡し(サプライヤーから最終消費者へ直接引き渡されたものとみなされる)	関連する取引に係る通常の所得税のルールに従う

アップストリームビジネスにおける原油及びガスの税務

原油・ガスの活動は州により管理されており、鉱業権の保有者として実行される。最も一般的な企業の契約形態は生産分与 (production sharing contract: PSC) 契約である。企業は1つのPSCにだけ参加が認められるか、1つのPSCへの参加利益を持ち、かつその企業は納税番号(リング・フェンス原則)を保持しなければならない。リング・フェンス原則によれば、PSCに参加した企業に生じた開発費又は損失は他のPSCのもとで活動する企業への移転、使用あるいは引継ぎが認められない。

協業契約は特別法 (lex specialis) のステータスであるため、一般的にインドネシアの所得税ルールに優先して適用される。契約によって明記されていない場合には一般的な税法が参照される。

PSCのもと生じた投資及び支出は政府の承認が必要である。建設業者はワークプラン及び予算及び政府に承認された支出に従って開発及び開拓を遂行して生じたコストを回収する。(コストリカバリー方式)。

PSC契約者は通常生産を通じて操業コストを回収する。もし暦年で操業コストが原油又はガスの生産の価値を上回ってしまった場合には、回収されなかった損失は繰り越しし、翌年以降契約が終了するまでに回収される。残余となる原油及び天然ガスは政府及びPSC契約者との間で契約上合意された生産分配割合により配分される。

アップストリームのオペレーションでは“統一原則”が採用されている。この原則は税務上の控除可能なコストがPSC契約者によってPSCフレームワークのもと政府から回収されるコストと同一となり、またその逆も同様である。

アップストリームの契約者は法人税及び税引後利益(例: ブランチプロフィット税)に対してファイナルタックスが課される。法人税及びブランチプロフィット税の税率は、政府令 No.79/2010の発行前に合意したPSCについては契約終了時までその当時の一般的な税法に従い、政府令 No.79/2010発行後に締結された契約についてはPSC契約者は契約時に有効な税法を採用するか、あるいはその後の税法の変更にも従うかどうかを選択をすることが出来る。

一般的な鉱業の税務

2009年以前、外国投資家はインドネシア政府と石炭及び鉱物の開拓及び採掘 (the exploration and exploitation) の契約をするために現地子会社を設立していた。アップストリームの原油及びガス業界における共同契約と同様に、業務契約は一般的にインドネシアの税法に優先して適用され、契約上明確になっていない場合にのみ一般的な税法が参照される。

契約内容に応じ、業務契約上の税務条項として通常は利益に対する法人税の計算 (税率や控除可能な費用) や契約終了時まで有効なその他の税務義務について定める。その他の契約では一般的な税法に従うとする場合もある。一定の採掘契約の税務上の取り扱いを決めるためには、各契約の詳細な分析が必要である。

契約にもとづく鉱業権は鉱物及び石炭採掘法No.4/2009の導入により有効ではなくなった。外国投資家は鉱業事業ライセンス (Izin Usaha Pertambangan: IUP) を通じて鉱業権を行使することが出来る。IUP保持者は一般的な税務ルールに従う。

オフショア採掘会社

外国の原油及びガスの採掘サービス会社は総売上に対して15%の利益があるとみなされて税金が課される (つまり利益に対して3.75%の実効税率となる)。国内の原油及びガスの採掘サービス会社は一般的な税法に従う。

ベンダー及びサービス事業者

建設、船舶等のPSC及び採掘業者への一定の業者は、典型的には総売上の一定率の税金が課される。他のミッドストリーム及びダウンストリームの業者は通常利益に対して税金が課される。

ローカルにおける要求事項

PSCゼネコンはローカル (国内) の要求事項に従わなければならない。通常、このことはPSCゼネコンがインドネシアで入手出来るような商品、設備、又はサービスの輸入の輸入が出来ないことを意味する。その結果、外国の業者は直接PSCと契約をすることが出来ず、多くのケースでは国内の業者の下請けや協力業者としてPSCゼネコンとの契約を行う。

4. 個人所得税

個人所得税概要	
税率	5% - 30%
キャピタルゲイン税率	0.1% - 30%
対象所得	全世界所得
二重課税排除	有り
課税年度	暦年
申告期限	3月31日

源泉税（インドネシア国内源泉所得に適用）	
- 配当	10% (居住者); 20% (非居住者)
- 利息	15%/20% (居住者); 20% (非居住者)
- ロイヤルティ	15%
資産税	No
社会保険	1% - 4%
相続税	No
土地建物税	0.3%
土地建物取得税	5%
譲渡税	0.1% (インドネシア上場企業株の売却) 5% (非居住者による非上場企業株の売却) 正味受取額または課税売却価額の高いほうの2.5% (土地・建物の売却)
新規上場時の創業者株の税率	0.5%
VAT	10%

居住者

居住者とは連続した12か月の間に183日以上インドネシアに滞在する者、あるいは年度中にインドネシアに居住し、今後も居住する意思を有する者のことをいう。非居住納税者とはインドネシアに183日未満滞在し、インドネシアに居住する意思のない者をいう。非居住者は税務目的で登録する必要はない。

課税所得及び税率

居住納税者は全世界所得から控除可能な項目や非課税所得を差し引いた所得に課税される。非居住者はインドネシア国内源泉所得にのみ課税される。

課税所得

インドネシアにおける個人所得税は国レベルでの課税である。課税所得には雇用所得、事業またはプロフェッショナル業による所得、その他の所得（配当、利息、ロイヤルティ等の不労所得、キャピタルゲイン等）が含まれる。従業員が受け取った各種ベネフィットは多くのケースで課税される（雇用者側は控除可能）。各種ベネフィットは一定のカテゴリーの雇用者により提供される場合は課税される。

政府補助金による政府プロジェクトでは契約者やサプライヤーは税務免除が受けられる。しかし個人、サブコントラクター、サブコンサルタント、サブサプライヤーに対しては適用されない。

所得控除及び免除

一般的に所得を生み出すための費用は控除することが出来る。2016年度では次の居住納税者が課税所得を計算する際に、個人の状況に応じ次の所得控除が可能である。

控除対象	控除可能額（年間）
納税者基礎控除	IDR 54,000,000
配偶者控除	IDR 4,500,000 (夫と合算申告する妻の場合追加でIDR 54,000,000の控除が可能)
扶養控除	一人当たりIDR 4,500,000 (血縁又は婚姻関係のある者で最大3人まで)
職業的サポート	総所得の5%、最大IDR 6,000,000
年金(年金受領者が対象)	総所得の5%、最大IDR 2,400,000
一定の年金ファンド(BPJS等)への 拠出額	拠出額
宗教的拠出	拠出額(証明可能で、かつ全ての要求を満たす場合)

財務省は所得控除額を再決定する権利を有する。上記の控除額は2016年6月に導入され、2016年1月に遡って適用される。

税率

課税所得	税率(1)
IDR 50,000,000以下	5%
IDR 50,000,000超 IDR 250,000,000以下	15%
IDR 250,000,000 超IDR 500,000,000以下	25%
IDR 500,000,000超	30%
収入類型	預扣税实际税率
インドネシア国内会社からの配当	10%
非居住者への支払い ・ 給与、配当、利息、ロイヤルティ、家賃、賞品 ・ 技術、マネジメント、その他のサービスへの支払い	20% ⁽²⁾
インドネシア上場企業の株式売却益	0.1%
上場時の創業者株売却に対する追加課税	0.5%
土地及び建物の売却	2.5%
非居住者による外国株式の譲渡	5% ⁽³⁾
個人による土地及び建物の賃貸	10%
貯蓄及び定期預金の利息	20%
小規模事業者	1% ⁽⁴⁾

注書:

1. 納税者番号を保有しない納税者については20%高くなる
2. 租税条約による税率減免の対象
3. 租税条約による免除対象外でない場合は譲渡額
4. 総所得額やファイナルタックスの状況による

相続税及び贈与税

インドネシアでは相続税や贈与税は課されない。

財産税

インドネシアでは財産税は課されない。

申告・納税

インドネシアは自己申告制度であり、個人は自ら税金の計算及び申告書の提出が必要である。しかし所得が非課税限度額未満の場合は年次申告をする必要はない。申告書は各年度の3月31日までに提出されなければならない、申告書の提出前に納税されなければならない。

一定の条件を満たす個人については前年度の所得にもとづき毎月15日までに月次で予定納税が必要となる。

5. 間接税

付加価値税 (VAT)

VATは生産・出荷のサプライチェーンの各段階で課され、商品の販売やサービスの提供に対して10%の税率が課される。課税商品の輸出及び一定の課税サービスについては0%である。0%課税輸出サービスは、製造賃加工サービス、インドネシア関税地域外で使用される物品の修理メンテナンスサービス、インドネシア課税地域外で行われる非移動物品に対する建設サービスに限定される。

VATは無形資産(ロイヤルティ含む)及びインドネシア国外でインドネシアの事業(例: 輸入サービス)に対して提供される実質的にすべてのサービスについても課される。VATは同様に国内生産か輸入かを問わず全ての製品に対しても課される。製造(マニュファクチャリング)とは、元々の形や物品の性質を変えたり、新しい物品を生み出したり、生産性を向上させる活動と定義されている。これには製造、加工、組立、梱包、箱詰めが含まれる。

VATインボイスは、売り手にVATを賦課し、買い手がクレジットを請求するための手段である。2016年7月1日から、VAT課税事業者はすべてe-VATインボイスを導入する必要がある。VAT課税事業者は、最初アクティベーションコードとパスワードを要求し、登録されている税務署またはDGTが提供するウェブサイトから電子証明書を申請する。e-VATインボイスは、VATインボイスの交付または取消しを含む、DGTによって指定された電子システムを通じて発行されるものとする。e-VATインボイスはインドネシアルピアを使用し、電子署名を適用するものとする。VATインボイスを発行する義務のある企業は、DGTが提供する電子システムを通じてe-VATインボイス申請書を使用してVATの還付を準備する必要がある。

一定の条件のもと、インプットVATはアウトプットVATに対して控除することが出来る。VATの超過支払いは、繰り越されるか、税務調査が実施された後に還付される。VATの還付請求は、毎月の税額払い戻しの還付請求をできる特定のVAT課税事業者を除いて、課税年度の終わりにのみ行うことができる。

毎月のVAT申告は翌月末日が期限であり、提出前にVAT債務(アウトプットVATからインプットVATを差し引いた額)を支払う必要がある。インドネシア国内における海外の無形資産の利用又はサービスの利用に関する自己申告VATは、翌月の15日が支払期限となる。

インドネシアはVATをグルーピングする概念がない。もし会社が別々の税務当局の地域に複数の支店を有していても、会社はVATの支払いの集中化(セントラリゼーション)を申請し、統一したVATの支払い・申告をすることが出来る。集中化は通常はメインあるいは本店によって行われるが、一定の要件を満たせば支店レベルでも可能である。

資本税(キャピタルタックス)

キャピタルタックスはない。

固定資産税

土地建物税は毎年土地、建物、恒久的な構築物に課される。税率は固定資産の価値に対し最大0.3%である。税務上は非課税となる売却価値は当税金から控除される。

個人による土地及び建物の売却(土地及び建物の販売を主な事業とする個人を除く)の税率は売却額又は課税標準額のいずれか高い金額の5%である。贈与や相続による土地建物の移転であり、かつ金額が60百万ルピアに満たない場合で非課税所得を超えない所得の納税者の場合には、税金が免除される。

土地建物の取得税5%は、個人が最大80百万ルピアの非課税限度額を超える土地建物に対する権利を取得したときに支払う必要がある。相続による取得の場合には最低350百万ルピアの非課税限度額が認められている。

譲渡税

インドネシア証券取引所における株式の売却については取引価額の0.1%の税金が課せられる。創業者株式については所有や売却に関わらず上場時の株式価額の0.5%のファイナルタックスが課せられる。

非居住者によるインドネシア国内会社の株式の譲渡については、租税条約を適用しない場合には譲渡価額の5%の源泉税が課せられる。

印紙税

印紙税は金融取引、証書、領収書などについて、書類の種類により3,000ルピアから6,000ルピアとされている。

関税及び物品税

インドネシアの通関区域に海外から輸入される商品はすべて「輸入品」として扱われ、一般的に関税と輸入税が課される。輸入者はAPIと呼ばれる輸入者識別番号を取得するために商業省への登録が必要であり、関税識別番号(NIK)を取得するためには税関総局

に登録が必要である。

一定の免除が適用される(例えば、保税区域または保税倉庫内の商品および輸出目的の輸入施設内の商品)。

特惠関税率は、自由貿易協定(FTA)と経済連携協定(EPA)に署名した国々に拡大されている。これは、FTA / EPA加盟国には指定された輸入品の関税が低いか、完全になくなったことを意味する。現在、インドネシアは以下のスキームにおいて優遇税率を定めている。

- ASEAN貿易協定(ATIGA): インドネシアとASEAN諸国との間の合意に基づく特惠関税の協定。この協定は、ASEAN諸国からインドネシアへの輸入品に適用される。
- ASEAN-中国FTA(ACFTA): ASEAN諸国と中国との間の自由貿易地域を構築するための合意。中国とは中国本土を指し、特別行政区域(香港とマカオ)及び台湾は除外している。
- ASEAN-韓国 FTA(AKFTA): ASEAN諸国と韓国との間の経済連携を構築するための合意。
- インドネシア-日本経済連携協定(IJEPA): 両国の経済連携を構築し、両国の貿易と投資を増やすインドネシアと日本の政府間の合意。
- ASEAN-オーストラリア-ニュージーランドFTA(AANZFTA): オーストラリアとニュージーランドとの自由貿易地域を建設するASEAN諸国間の合意。
- ASEAN-インドFTA(AIFTA): ASEAN諸国とインドとの間の自由貿易地域を構築するための合意。
- インドネシア政府-パキスタンの輸入関税の規定: インドネシアとパキスタンの間の優先貿易協定の枠内で行われているもの。

インドネシアにおける物品の流通を抑制する政府の施策の一環として、特定の商品には別途物品税が課せられている。主に酒類やたばこ製品に関わる多くの義務が課せられている。

税関(港)から物品が搬出される前に、関税および輸入税の支払いが必要である。商品が物品税の対象である場合にも、当該商品が港から搬出される前に物品税の支払いが必要である。違反した場合には過少支払額に応じて行政上の罰金が課せられる可能性がある。最大ペナルティは、過少支払額の1000%。

環境税

中央政府には特別な環境税を課していない。しかし、一部の地域では、特定の水資源に液体廃棄物を投棄する許可は地方政府による使用料徴収の対象となる。

6. 源泉税

配当

インドネシア居住の会社がインドネシア国内の会社から受領した配当金は、配当金が利益剰余金からの支払であり、受領会社が25%以上の株式を保有する場合、税金は免除される。受領企業が25%未満の株式を保有している場合、配当は15%の源泉税の対象となる。これは法人税の前払いとして扱われる。

非居住者に支払われる配当金は、租税条約に基づいて減額されない限り、20%の源泉税の対象となり、税金はファイナルタックスとみなされる。

利息

居住者に支払われる利息には15%の源泉税が課せられる。居住者である銀行または特定の金融機関に支払われた利子は源泉税が免除される。

非居住者に支払われる貯蓄および預金口座に対する利息は、租税条約によって減額されない限り、20%の源泉税の対象となる。インドネシアの銀行及び外国銀行のインドネシア支店からの利息は、企業と個人に対して20%のファイナルタックス対象となる。

ロイヤルティ

居住者に支払われるロイヤルティは15%の源泉税の対象となる。非居住者に対する支払は20%であるが、租税条約により減額される。税務目的では、インドネシアにおける資産またはノウハウの使用料およびインドネシアにおける所有権またはノウハウの使用権の移転に関わるすべての費用がロイヤルティに含まれる。

賃金税/社会保障拠出

雇用者は、従業員への給与およびその他の報酬に起因する税金の計算、控除および納税の責任を負う。雇用主は従業員源泉徴収票を毎月提出しなければならない。

雇用主および従業員は、一般的な社会保障制度に拠出する必要がある(詳細は、「労働環境」の章を参照)。

その他の取引

財務大臣規則により、技術、経営、コンサルティングサービス、その他のサービスおよび賃貸料(土地および/または建物の賃貸借を除く)に対してなされた国内の支払いには2%の源泉税が適用される。税務番号を持たない納税者の場合、税率は100%高くなる。

土地および/または建物の賃貸料の国内支払いには、10%のファイナルの源泉税が適用される。

申告・納税

配当、利子、賃貸料、プロフェッショナルサービス料、技術管理サービス料、建設サービス料などの税金の徴収は、源泉徴収を介して行われる。受取人がインドネシアの居住者の場合、源泉徴収された税金は受取人の年末の納税金額の支払いとみなされるが、受取人が非居住者の場合、源泉徴収された税は確定した税金(ファイナルタックス)を意味する。配当金、利子、ロイヤルティおよびその他の支払いから源泉徴収される税金は、翌月の10日目に支払われなければならない。

従業員の賃金および仕入先から控除された所得税の納付は、翌月10日までに支払われなければならない。申告は翌月20日が期限である。

E. 監査及びコンプライアンス

インドネシアで事業を行う企業は、インドネシア会計士協会(Indonesian Institute of Accountants)の財務会計基準審議会(DSAK-IAI)が発行した会計基準(PSAK)に従って会計記録を保持し、年度の財務諸表を作成しなければならない。

企業は、株主名簿を保持し、株式所有を詳述する取締役会およびコミサリスおよびその家族のための特別登録簿を保持しなければならない。株主の変更は、株主名簿及び特別登録簿に記録しなければならない。取締役会は、会計年度が終了してから6ヶ月以内に、株主総会に年次報告書を提出しなければならない。報告書には、少なくとも以下が含まれていなければならない。(1)公認会計士により監査された連結貸借対照表および連結損益計算書および前年度の比較数値(2)会社の状況および業績に関する報告書。

1. 会計年度

企業の会計期間は通常12ヶ月であり、一般的に会計年度として1月1日から12月31日までの暦年を使用するが、1月1日から開始されない会計年度を選択することも出来る。課税目的の場合、会計年度は暦年を使用するケースが多いが、会計年度と同様に、1月1日から開始しない会計年度を選択することも出来る。

2. 通貨

企業は機能通貨を使用して会計記録および財務諸表を作成する。しかし、企業は機能通貨以外の通貨(表示通貨)を使用して財務諸表を表示することができる。機能通貨は、事業体が事業を行う経済環境の主たる通貨である。機能通貨は、商品やサービスの販売価格が表示され、決済される通貨であることが多い。

インドネシアの多くの企業の機能通貨は一般にインドネシアルピア(IDR)である。しかし、インドネシアには機能通貨がIDR以外の通貨である企業も多く存在する。

3. 言語及び会計基準

企業はインドネシア語を使用して会計記録を維持し、財務諸表を作成する必要がある。財務諸表がインドネシア語以外の言語でも作成される場合は、財務省の許可を得なければならない。

企業はキャッシュフロー情報を除いて発生主義により財務諸表を作成しなければならない。発生主義会計のもとでは、取引は発生時に認識される。また、企業は資産、負債、資本、収益および費用をその認識基準が満たされた場合に認識する。

企業の会計記録および年次財務諸表は、DSAK-IAIが発行した会計基準(SAK)に準拠するものとする。公的な説明責任のない企業は、公的な説明責任を持たない企業のための中小規模事業用会計基準(SAK ETAP)を採用することができる。これは完全なSAKよりシンプルである。

4. 監査要件

次の企業は公認会計士の監査を受けた年次財務諸表を提出する必要がある。

- 公開会社
- 銀行、保険会社、不特定多数から資金を集め運用する会社
- 社債を発行する会社
- 資産規模が250億ルピア以上の会社
- 銀行の債務者であり、銀行により財務諸表の監査を受けるよう要請されている会社
- インドネシアで事業を行うことを許可されている外国企業
- 一定の国有会社

監査は、インドネシア公認会計士協会（IICPA）が公布したインドネシア監査基準に従って行われる。

上場企業は、年次財務諸表期間の終了後3ヶ月以内に、資本市場規制機関である金融庁（OJK: Otoritas Jasa Keuangan）に監査済み財務諸表を提出する必要がある。

中間財務諸表は、監査を受けていない場合には中間財務諸表の日付から1ヶ月以内にOJKに提出されなければならない。監査人のレビューを受けている場合には2ヶ月以内に、それ以外の場合は3ヶ月以内に提出されなければならない。

5. 独立性

インドネシアの監査基準では、監査人は監査人の独立性を維持し、監査人の倫理規定を遵守し、監査を行う際に潜在的な利益相反を回避する必要がある。さらに、監査人は規制当局（財務省等）が発行する関連する独立性のルールを遵守する必要があり、これには上場企業の監査人に求められるOJKの独立性ルールも含まれる。

また2015年政令20号では、上場企業、商業銀行、年金基金、保険会社、国営企業については、同一の公認会計士から財務諸表監査を受けることができる期間は連続した5会計年度までと定められている。

F. 労働環境

1. 従業員の権利と報酬

2003年の労働法第13号(Manpower Law No.13 of 2003)では、労働者の交渉、労働条件の最低基準、退職金および報酬の支払いに関する規則を定めている。当法律は労働者のストライキ権を認めているが、ストライキが法令を順守し、秩序があり、平和的であるという要件に制限している。

インドネシアは国際労働機関(ILO)の主要な条約を批准しており、これには組合と団体交渉の権利、同一の仕事に対する男女平等賃金、強制労働、組合の自由、および組合の保護が含まれる。雇用の最低年齢に関するILO条約138はインドネシアの法律に組み込まれており、最悪の形態の児童労働を排除するILO条約182号についても2000年に批准され、インドネシアの法律に組み込まれている。

政府は、外国人雇用、労働の健康・安全、労働能力基準、残業基準、賃金など、労働法を拡大または改正するいくつかの規制を出している。

2. 賃金及び福利厚生

地方賃金協議会は、各州および各地域の最低賃金水準を設定している。これらの協議会は、労働移住省(Ministry of Manpower and Transmigration)、全インドネシア労働組合、雇業者協会、学界の代表者から構成されている。賃金水準は、インフレに伴い過去数年間で上昇し続けている。地区レベルの最低賃金は、地方の賃金よりも大幅に高い場合がある。

賃金には、最低賃金、時間外賃金、病気賃金、および休暇賃金が含まれる。現金賃金は最低賃金の75%を構成しなければならず、残りは一般的に食事と通勤に配分される。外国企業は通常、最低賃金の2倍の給与で従業員を雇用している。ほとんどの地場の企業は最低賃金よりわずかに高い水準の賃金を支払っている。

福利厚生には、年次休暇(通常年12日)と祝日の有給休暇、宗教休暇、家族休暇(結婚を含む)、妊産婦休暇、病気休暇などの休暇が含まれる。退職時には退職金による補償が必要である。従業員は宗教祝祭手当(THR)として1ヶ月のボーナスを受け取り、当該手当はイスラム教徒はレバラン(ラマダンの終わり)の前、クリスチャンはクリスマスの前、ヒンズー教徒はニューピの前、そして仏教徒は大祭の前に支払われる。

年金及び社会保険

現在、社会保障制度(BPJS)にはBPJSマンパワーとBPJSヘルスケアという2つのタイプがある。両方のプログラムに対する拠出は、雇用主と従業員の両方によって行われる。

新しいBPJSマンパワースキームは2014年1月1日に施行されたが、一般的に以前の社会保障やJamsostekを継承し、保険料はJamsostek保険料と同じままである。つまり、労働者災害保険は0.24%~1.74%(雇用者負担)、生命保険は0.30%(雇用者負担)、退職金制度は3.70%(雇用者負担)及び2.00%(従業員負担)である。

医療制度は古い医療制度に取って代わり、2019年1月1日までに完全に義務化される予定である。中小企業および大企業は2015年1月1日までに医療制度に登録する必要がある。保険料は従業員の月次給与の4.5%（2015年1月1日から2015年6月30日までの間、4.0%が雇用者によって支払われ、0.5%が従業員によって支払われる）。2015年7月1日時点では、保険料は従業員の月給の5%（4.0%は雇用者、1.0%は従業員が支払う）である。拠出額を決定するために使用される従業員の月給の上限は、インドネシアの税金控除額の2倍（既婚及び子供1人）、または現時点でIDR 4,725,000 /月である。強制されている保険料は、夫、妻、そして2人の子供がカバーされる。追加の家族については、追加保険料でカバーすることができる。

現在の規制では、対象者には、インドネシアで少なくとも6ヶ月間働く外国人労働者（有効な労働/滞在許可を保持しなければならない）も含まれている。

その他の手当

個々の交渉または団体交渉により、その他の手当が決定される。これらには、通常、家族および生活費の手当、従業員とその家族の無償の医療手当、住宅、通勤費、および作業服が含まれる。多くの企業が年金制度を提供している。シニアエグゼクティブは、社用車や年次のホームリープ（帰国手当）などの追加給付を受ける場合が多い。

3. 解雇

3ヶ月間以上継続して雇用されている労働者の解雇には法的制約がある。生産の削減が必要であったり、労働者が不適切とみなされたりしても、従業員と雇用者との間で合意された退職金の支払いを行わずに、解雇することはできない。合意に達することができない場合、雇用主は労働移住省の承認を得る必要がある

退職金の支払いは、従業員の最終月給（サービスの期間によって異なる）の1~9倍となり（最低3年間の勤続後）、勤続功労金は従業員の最終月給の2倍となる。雇用終了時のその他の報酬には、未消化の年次休暇に対する現金支払いと、退職金および勤続功労金の15%に相当する住宅および医療給付が含まれる。

4. 労働者及びマネジメントの関係

労働契約は一般的であり、通常一定期間内に会社に入社する従業員を対象としている。契約は1年から3年間更新することができる。団体交渉は、労働組合が少なくとも労働者のうち51%を代表する、あるいは承認を得ている場合には、企業レベルで行われる。労働争議は、特別な地方レベルの民事裁判所によって取り扱われる。

5. 外国人の雇用

外国人の雇用は、インドネシア人が果たすことができないポジションにおいてのみ許可されており、定期的かつ体系的な訓練が提供され、インドネシア人が最終的に駐在員を置き換えることができる場合にのみ許可される。政府がインドネシア人ではポジションを埋めることができないと考えている場合は、通常外国の管理者と技術者を雇用する許可を得ることは難しい。しかし、外国人には特定のポジション（例えば、人事管理者）を満たす資格はない。

外国人は専門家、管理者、監督者、技術者/オペレーターの4つのクラスに分類される。4つのクラスすべてに就労許可が必要である。

外国人はインドネシアで就労するために最低限の大学の学位を取得していなければならない。インドネシア人のカウンターパートを雇用する必要がある(ディレクターまたはコミッショナーのポジションを除く)。駐在員事務所では、1人の外国人(大学の学位を有する者)につき3人のインドネシア人を雇用しなければならない。有限責任会社(PT PMA)形態の外国投資会社の場合、当比率は1:1である(インドネシアIDカードのコピー+雇用契約書を添付する必要あり)。

企業は、駐在員を受け入れる前に、必須の報告書、従業員福利厚生報告書、外国人雇用計画(RPTKA)を労働移住省に送付しなければならない。報告書には、1年間の各駐在員のポジション、必要な資格、およびインドネシア人スタッフのトレーニング計画が記入されなければならない。承認された人材計画に基づいて個々の就労許可が認められる。就労許可申請の承認には最大3ヶ月かかることがある。

BKPMの計画に含まれていない非取締役職およびその他のポジションに外国人を雇用する際には、労働移住省外国人労働者雇用局からの承認が必要である。



デロイトとは

デロイトは世界で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、グローバルネットワークの力を結集し期待を超えるサービスを提供します。デロイトは世界のどこにおいても、グローバルネットワークによる豊富な経験と専門知識を世界各地の企業に提供しています。

デロイトは、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約245,000名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

デロイトは全世界150カ国を超えるメンバーファームのネットワークからなる総合プロフェッショナルファームであり、ワールドクラスの品質と地域に対する深い専門知識により、グローバルとローカルの両視点から監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャルアドバイザーサービスをクライアントに提供しています。

デロイトは世界の大企業、国営企業、公共機関、各地域で重要な企業、グローバルで成功している成長の早い企業のうち約8割の企業に対してサービスを提供しています。また、資産規模が10億USDを超える企業においては約2割の企業に対して監査業務を提供しています。

More than
245,000 people in more than 150 countries globally across 725 offices

US\$36.8bn global revenues in FY16

6,340 people on international assignments in FY15
Almost **7,700** people in 25 offices across Southeast Asia

46,000
staff and partners in Asia Pacific

72,000
people hired globally in FY16

デロイトSEAとは

デロイトウシュートマツのメンバーファームであるデロイトSEAは、ブルネイ、カンボジア、グアム、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの各国に拠点を置き、国境を越え、成長著しい企業のニーズ確かな価値を提供するために設立されました。

デロイトSEAの25の拠点には290名のパートナー及び7400名のプロフェッショナルを超えるメンバーを擁し、専門知識・人的リソース・情報・方法論を結集することで、SEA内のクライアントニーズに効率的・効果的に対応するとともに、クライアントの期待を超える最高品質のサービスを提供します。

デロイトSEAは東南アジアの市場における一つのデロイトであり、インドネシアやシンガポールにおける資本市場、あるいはグアムにおける移転価格の専門領域であっても、優れたチームを結成しサービスを提供します。

デロイトはSEAとして一つの組織になることで教育研修を集中化することが可能となり、各国のマーケットにおいてもニーズに応じイノベティブなサービスとソリューションを提供し続けることの出来る体制を築いています。

デロイトインドネシアとは

デロイトインドネシアはジャカルタとスラバヤに拠点をもち、80名を超えるパートナー及びディレクターを擁しています。

デロイトインドネシアの業務は次の法人によって行われています。

- Osman Bing Satrio & Eny (監査)
- Deloitte Tax Solutions (税務コンサルティング)
- PT Deloitte Konsultan Indonesia (ファイナンシャル及びビジネスアドバイザー)
- PT Deloitte Consulting (コンサルティング)

デロイトインドネシアはメジャーな多国籍企業や国内の大企業、公共企業、国内の重要な企業や成長著しいグローバル企業等、様々なクライアントの基盤を持ち、銀行及びファイナンス、製造業、輸送業、情報通信、メディア、小売・卸売、オイル・ガス、製薬・医療等の主要な業界をカバーしています。

クライアントにサービスするチームはパートナー及びプロフェッショナルスタッフにより構成され、豊富な経験、専門知識と業界に対する知見を結集することで、グローバルの事業環境のもとで活動するクライアントの期待を超えるビジネスのソリューションを生み出すサポートをしています。

コンタクト先

Claudia Lauw Lie Hoeng

カントリーリーダー

clauw@deloitte.com

監査

Satrio Kartikahadi

保証業務・アドバイザーリーダー

skartikahadi@deloitte.com

Bing Harianto

bharianto@deloitte.com

Eny Indria

eindria@deloitte.com

Merliyana Syamsul

msyamsul@deloitte.com

税務

Melisa Himawan

税務リーダー

mehimawan@deloitte.com

Roy David Kiantiong

rkiantiong@deloitte.com

Heru Supriyanto

hsupriyanto@deloitte.com

ファイナンシャルアドバイザー

Edy Wirawan

ファイナンシャルアドバイザーリーダー

ewirawan@deloitte.com

Winawati Widiana

wwidiana@deloitte.com

Maria Christi Pratiwi

mchristi@deloitte.com

リスクアドバイザー

Brian Johannes Indradjaja

リスクアドバイザーリーダー

bindradjaja@deloitte.com

Jose F. Sabater Jr

josabater@deloitte.com

コンサルティング

Peter Ho

コンサルティングリーダー

peho@deloitte.com

中国サービスグループ

Dennis Li Yu Ying

テクニカルアドバイザー

+62 21 2992 3100 Ext. 30914

yuyli@deloitte.com

Hartono Laksana Widjaya

+62 21 2992 3100 Ext. 30944

hwidjaya@deloitte.com

韓国サービスグループ

Bang Chi Young

テクニカルアドバイザー

+62 21 2992 3100 Ext. 30955

bangchiyoung@deloitte.com

Choi Seok Jae

テクニカルアドバイザー

+62 21 2992 3100 Ext. 30921

choiseokjae@deloitte.com

Osman Bing Satrio & Eny

Deloitte Tax Solutions

PT Deloitte Konsultan Indonesia

The Plaza Office Tower 32nd Floor

Jl. M.H. Thamrin Kav 28 – 30

Jakarta 10350, Indonesia

Tel: +62 21 2992 3100

Fax: +62 21 2992 8200, 2992 8300

日系企業サービスグループ

Fenny Widjaja

日系企業サービスグループリーダー

+62 21 2992 3100 Ext. 31990

fwidjaja@deloitte.com

Daiji Murayama / 村山大二

テクニカルアドバイザー (全般・監査)

+62 21 2992 3100 Ext. 31962

damurayama@deloitte.com

Takaaki Hasegawa / 長谷川孝明

テクニカルアドバイザー

(監査・ファイナンシャルアドバイザー)

+62 21 2992 3100 Ext. 30993

thasegawa@deloitte.com

Koji Sugimoto / 杉本浩二

テクニカルアドバイザー (税務)

+62 21 2992 3100 Ext. 33882

kojisugimoto@deloitte.com

Yusuke Ogata / 尾形悠佑

テクニカルアドバイザー

(リスクアドバイザー)

+62 21 2992 3100 Ext. 33545

yogata@deloitte.com

PT Deloitte Consulting

The Plaza Office Tower 30th Floor

Jl. M.H. Thamrin Kav 28 – 30

Jakarta 10350, Indonesia

Tel: +62 21 2992 3100 Ext. 30300

Fax: +62 21 2992 8022

Notes

Deloitte.

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee (“DTTL”), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more about our global network of member firms.

Deloitte provides audit, consulting, financial advisory, risk advisory, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. Deloitte serves four out of five Fortune Global 500® companies through a globally connected network of member firms in more than 150 countries and territories bringing world-class capabilities, insights, and high-quality service to address clients’ most complex business challenges. To learn more about how Deloitte’s approximately 245,000 professionals make an impact that matters, please connect with us on Facebook, LinkedIn, or Twitter.

About Deloitte Southeast Asia

Deloitte Southeast Asia Ltd – a member firm of Deloitte Touche Tohmatsu Limited comprising Deloitte practices operating in Brunei, Cambodia, Guam, Indonesia, Lao PDR, Malaysia, Myanmar, Philippines, Singapore, Thailand and Vietnam – was established to deliver measurable value to the particular demands of increasingly intra-regional and fast growing companies and enterprises.

Comprising 290 partners and over 7,400 professionals in 25 office locations, the subsidiaries and affiliates of Deloitte Southeast Asia Ltd combine their technical expertise and deep industry knowledge to deliver consistent high quality services to companies in the region.

All services are provided through the individual country practices, their subsidiaries and affiliates which are separate and independent legal entities.

About Deloitte Indonesia

In Indonesia, services are provided by Osman Bing Satrio & Eny, Deloitte Tax Solutions and PT Deloitte Konsultan Indonesia.